

人権擁護委員が 決まりました

原田恵里子さん(新任)が令和8年7月1日付けで法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員に就任しました。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで毎月の人権相談や啓発活動を行うなど、皆さんの身近な相談相手です。日常生活の中で、人権問題と感ずることがありましたら、お気軽に人権相談をご利用ください。

☎困福祉課くらし相談係

(☎内線1207)

地域おこし協力隊活動報告

Vol.82



大人の本気が、安中の未来を創る

こんにちは！地域おこし協力隊の高杉です。安中で暮らしていると、東京では味わえない生活の豊かさに日々驚かされます。新幹線や高速道路ですぐに都心へ出られる一方で、少し車を走らせれば大自然に飛び込める。先人たちが築いてくれたこの「素晴らしい地の利」は、外から来た私にとって本当に魅力的です。一方で、人口減少など少し寂しい話題があるのも事実です。「この素晴らしい環境を生かして、もっと面白い街にするにはどうしたらいいのだろうか？」そんな答えのない問いを、私も協力隊として日々模索しています。その中で一つ思うのは、「まずは大人が、安中での暮らしを全力で遊び尽くしてみるのはどうだろうか？」ということです。大人が本気で楽しむ姿があれば、それを見た若者たちも「安中って面白いぞ」と気づいてくれるかもしれません。そこから「起業や挑戦ができ、応援し合える文化」が自然と育っていけばいいなと夢見ています。引き続き、私はこの街の魅力を発信し続けます。これからもっと、安中での暮らしを皆さまと一緒に、楽しく過ごさせていけたら嬉しいです。



▲公式SNS



Instagram



note

くらし・手続

子育て・教育

健康・医療・福祉

イベント・スポーツ

文化・生涯学習

インフォジョン

相談

消費生活センター からのお知らせ

ご用心 災害に便乗した悪徳商法

一 事例 一

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかに団体を通して送るようになってください。



本文イラスト：黒崎 玄

一 ひとこと助言 一

- ☆工事、建築：修理工事等の契約は慎重にしましょう。契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。契約後でも、クーリング・オフができる場合があります。
- ☆「保険金」を口実にした勧誘：「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。
- ☆寄付金、義援金：不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。金銭を要求されても、決して支払わないでください。公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

(「国民生活センター情報」から作成)

☎市消費生活センター(☎027-382-2228)わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じることがあったら、早めに消費生活センターにご相談ください。相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分